

生駒市規則第10号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成5年12月生駒市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。